# 府令・省令

**○内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省令第一号**

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
文部科学大臣　萩生田光一
経済産業大臣　梶山　弘志

## 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令（平成二十四年内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （業務方法書に記載すべき事項）<br>**第一条の三**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一～九　［略］<br>十　機構法第十八条第十号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項<br>十一　機構法第十八条第十一号に規定する附帯業務に関する事項<br>十二　［略］<br>十三　［略］<br>十四　［略］<br>十五　［略］<br>十六　［略］<br>十七　［略］ | （業務方法書に記載すべき事項）<br>**第一条の三**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一～九　［同上］<br>［号を加える。］<br>十　機構法第十八条第十号に規定する附帯業務に関する事項<br>十一　［同上］<br>十二　［同上］<br>十三　［同上］<br>十四　［同上］<br>十五　［同上］<br>十六　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

**附　則**

この命令は、令和三年四月一日から施行する。

**○内閣府、財務省令第二号**

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）を実施するため、食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎

## 食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改正する命令

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（平成二十七年内閣府、財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。